

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 2 年 3 月 1 9 日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録			
平成２２年３月１９日		開 会	午後３時５５分
		閉 会	午後５時１２分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 ○中 村 昌 治 二 木 栄 一 大 沢 洋 子 須 田 毅 藤 井 克 彦 角 尾 彰 央	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため の出席者		な し	
事務局 職 員		今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 八木同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協 議 事 項	「ヒロシマ、ナガサキ議定書」のN P T再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）について 相次ぐ米軍艦載機の部品落下事故の原因究明と再発防止を求める意見書（案）について 相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（案）について その他
傍 聴 者	あり
署 名	委員長

午後3時55分 開会

○中村委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

「ヒロシマ、ナガサキ議定書」のNP T再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）について

○中村委員長 「ヒロシマ、ナガサキ議定書」のNP T再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書（案）についてを議題とする。

正副委員長で案文を作成したので、確認をお願いします。既に皆様のお手元に案文を配付している。特に読み上げる必要はないと思うが、お気づきの点等があるか。

無所属クラブ。

○東條委員 別にこだわっていないので、こうしてもらわなければ困るというわけではないが、下から4行目に、「「ヒロシマ、ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、NP T再検討会議において議題として提案していただくとともに」となっているが、議定書を議題として提案していただくとともに、この議定書をとるという感じで入れたらどうか、そのほうがわかりやすいと思った。

○中村委員長 公明党。

○加藤委員 タイトルで「ヒロシマ、ナガサキ議定書」ということがあるので、議題として提案という部分をよりわかりやすくということであれば、同議定書を議題としてと、我が会派の案文も、文章としては、そうした方が通りがいいということだが、特になければならないということはない。

○中村委員長 どう取り扱うか。

公明党。

○加藤委員 議定書の趣旨に賛同し、NPT再検討会議において議題として提案するというと、趣旨には賛同するが、その何を議題として提案するのかが、読む人にとってはわからない部分が出る。したがって、文章は多少重複しても、この議定書の趣旨に賛同して、再検討会議に同議定書を議題として提案するという方が、意味合いも含めて、わかりやすいと文章かと思う。

○中村委員長 同議定書という方がいいのではないかという案である。その方がスムーズな文の流れになるような気がするが、無所属クラブ、いかがか。

○東條委員 はい。

○中村委員長 それでは、下から4行目、「において議題」を「において同議定書を議題として」ということで入れ込んでもらいたい。

いいか。――

確認してもらった。

それでは、こちらの案文にて、最終日に追加日程で意見書の提出をしたいと思う。

—————◇○◇—————

相次ぐ米軍艦載機の部品落下事故の原因究明と再発防止を求める意見書（案）について

○中村委員長 相次ぐ米軍艦載機の部品落下事故の原因究明と再発防止を求める意見書（案）についてを議題とする。

正副委員長で案文を作成したので、確認をお願いします。こちらも皆様のお手元に届けてある。案文について意見があったらお願いします。

無所属クラブ。

○東條委員 2段落目、「……行われていることから、日ごろから騒音と墜落の危険に苦しめられている市民にとって、」の後に、「騒音、墜落に加え、部品落下と、ますます不安を募らせるものである。」、不安の中に部品落下を入れたいと思った。

○中村委員長 ただいまの提案は、「日ごろから騒音と墜落の危険に苦しめられている市民にとって、騒音、墜落に加え、部品落下と、ますま

す不安を募らせるものである。」ということである。いかがか。

新政クラブ。

○阿部委員 この段落は、原因究明や再発防止策が公表されていないのに、本市域では、連日のように朝から飛行機が飛んでいる。そうでなくとも、日ごろから騒音と墜落の危険があつて、市民は苦しめられているわけだから、ますます不安を募らせるものだという文章で、そもそもが部品落下事故の意見書なので、原文のままでいいのではないかと思う。

○中村委員長 段落の最初から読んだ方が、内容がとらえやすいと思う。多少重なったようなイメージになるのではないかと思うが、いかが取り計らうか。

案文は原文どおりということで確認してもらっていいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

こちらについても、同じように最終日に日程に追加して上程する。

—————◇○◇—————

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（案）
について

○中村委員長 相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（案）についてを議題とする。

無所属クラブ。

○東條委員 この中身に入る前に、皆様方に謝らなければいけないということで、少し話をさせてもらいたい。

前回の議運の席で、定数４９という議案に対して、全会一致ということでも私も了解している。次の日に、無所属クラブの会派会議で、そのことについて報告したところ、多数の議員が、それはのめないという話になり、私は無所属クラブから出ている議運の委員として、そのことをきちっと議運に伝えなければならないと思って、大変申しわけないが、会派としては、１６、１７日の議運に対して、賛同できないということを話させてもらう。あわせて、会派の会議の中で、４６人を３人増員することではなく、現行定数のままの議提議案を提出したいということで、そのことについても提案させてもらい、議案については記名投票にしてみようということで、

よろしくお願ひしたい。

○中村委員長 先日の議運で、皆さんに一度確認してもらった確認事項で、ただいまの無所属クラブの発言は、ある意味、議会のルールを無視した、また、議運の決定をないがしろにした不適切な発言ととらえざるを得ないが、会派での協議の結果、そういうこととなった。会派としては賛同できないという部分だが、いつも採決では会派で一致した結論が出るわけではないようだが、その辺も含めて、どうするか。

無所属クラブ。

○東條委員 私たち無所属クラブは、採決はばらばらということがあるが、議運は、きちっと意見を1つにして、そのことについて臨まなければならない委員会で、私は個人として出ているわけではないので、会派の意向を伝えるのが仕事だと思っている。その中で、会派の意向で49はのめないと言われ、私は、ここでそのことを伝えるのが会派の委員としての仕事だと思っている。

○中村委員長 事務手続上はどうなるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 昨日、一昨日の段階で、議会運営委員会で合意がなされているので、今の発言を受けて、それでは、そのとおりなのかということは、事務局としては非常にきつい判断なので、議運の場で、そのことについて協議してもらうしかないと思っている。

民主クラブ。

○角尾委員 今の東條議員の発言は、前回は個人で、今回はというふうにとらえられる。

○中村委員長 無所属クラブ。

○東條委員 私、昨日の開会前に話をさせてもらった。それだけでは皆さんがわからなければはっきり言うが、代表者が総意であると私に発言し、私は代表者の意見を聞いて、会派の意見としては49で同意が得られているという認識を持ち、ここに臨んだので、私個人の意見ではない。

○中村委員長 新政クラブ。

○阿部委員 事務局に確認したいが、市議会の会議規則の36ページ、第121条の委員は自己の評決の訂正を求めることができないとか、今回

の場合、そういうものは妥当と考えていいのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 議会運営委員会の中で採決がなされていないわけで、全体の合意事項ということで了解してもらった点は、採決した部分との違いで大きなものであるということはいえると思う。

○中村委員長 新政クラブ。

○阿部委員 私どもの会派としては、評決に準ずるものという認識だったが、その辺の解釈について、過去の経緯とか、現状の判断とか、あくまで議会的な判断になると思うが、事務局から何かあったらお願いします。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 採決するのと合意するのは全く同じような条件になると思う。ただ、その過程で、意見が割れた中で採決せざるを得ない中で決定した事項と、皆さんが歩み寄った中で合意された事項、結果的には同じだが、そこに至った過程が違うということが、採決と合意の違いである。ただ、採決、合意であっても、一度決定した事項を覆すこと自体は非常に大きな問題だということは、事務局としても認識している。

○中村委員長 どう取り計らうか、皆さんから意見があるか。また、通常は考えられない事態でもあるので、少しざつくばらんな意見をもらうために、暫時休憩を挟むことも必要かと思うが、いかがか。（「賛成」と呼ぶ者あり）

では、暫時休憩する。

午後４時１５分 休憩

午後４時２９分 開議

○中村委員長 再開する。

市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例案について、事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 資料３をごらんいただきたい。

さきの議運で合意されている議員定数の議案である。１条と２条に分かれており、従来市の議会議員の定数条例は人数だけを定めていたが、政令

市になって区からの選出になるので、２条にあるように、各区からの選出の人数も規定した。施行期日だが、この条例は、平成２２年４月１日から施行する。２つ目は、従前の条例を廃止するということである。それから、経過措置を設けており、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するということで、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお、従前の例によるということである。具体的な話をすると、今予定されている来年の統一地方選挙からの適用ということである。

資料４をごらんいただきたい。追加議案の関係で、ただいま説明した通し番号５２委員会提出議案第１号は、議案の採決が終わった後に行いたいと思っている。

それから、先ほど了解してもらった意見書２件は、議提議案第１号、議提議案第２号となり、通し番号５８、５９のところでお願いしたい。

委員会提出議案は、議会運営委員会委員長に提案説明をお願いしたいと考えている。

○中村委員長 事務局から、３月２５日の日程について説明があった。この件に関して、皆様から確認する事項等があったらお願いします。

無所属クラブ。

○東條委員 私たちの申し出という範囲では無理というのは了解してだが、記名投票にしてもらいたいと思う。

○中村委員長 委員会提出議案第１号についてということでもいいか。

○東條委員 そうである。

○中村委員長 本会議場で記名投票にて行ってもらいたい旨、申し出があったが、この件に関してはいかがか。

共産党。

○藤井委員 議会運営委員会で全会一致して出すもので、異議なしで終わるのが普通で、それを記名投票でという提案をしてくる考えが理解できない。

○中村委員長 もっともな発言と受けとめたが、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 記名投票にしてくれと申し出をすれば記名になる。

○中村委員長 必要ないという意見が出た場合はまた違うので、事務局、その説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 記名投票の要求要件は、3人以上の賛同者をもってということである。

○東條委員 わかった。持ち帰りができないので、私は、会派の委員として、こういう意見を言うべくると言われて来ているので、結果として3人以上だから、記名ということはできないかもしれないが、発言しなければなしということになってしまうということで、私としては、自分の意思というよりも、会派の意思として、きちっと伝えていくことが仕事なので、申しわけないが、そのところを発言したい。私が判断するのは無理である。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 3人いればできるとか、そういう話ではなくて、議会運営委員会として責任持って提案する議案について、参加できない要件があるのは残念だが、基本的には議運が議会全体をまとめているというのが私たちの責任、役割で、ここでまとまって決まったことについて、議運の場で記名投票を提案すること自体、議運の委員として何を考えているのか、自分の立場をどう考えているのか、そういう面で理解できない。

○中村委員長 無所属クラブ。

○東條委員 だから、先ほど、会派に持ち帰らせてほしいと言ったわけで、私が議運の委員として理解できないと言われることについて認識がないわけではない。

○中村委員長 記名投票は3名以上ということだが、関係例規集28ページ、第68条、議長が必要と認めるとき、または出席議員3名以上から要求があるときは、記名または無記名の投票で評決をする。同時に、前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決めると書いてある。

事務局。

○今村議事調査課議事班主幹 67条の2項は、議長の専決に対して異議がある場合で、出た結果に対して3人以上の異議がある場合は、記名また

は無記名の投票で評決をとらなければならないということである。

無記名と記名の要求が両方あるときには、どちらにするかを無記名投票で決めるということである。

○中村委員長 記名投票の必要があるかどうかは、共産党の発言にもあったように、本来だったら、そういう事態にはならない内容である。

共産党。

○藤井委員 68条2項によって、本会議場で記名投票とするか、無記名投票とするかを無記名投票で決めることになるのかもしれないが、議会運営委員会として考えた場合、非常に恥ずかしい話というか、議運以外の議員から、何をやっていると言われることになる。そういうことをしないように、それぞれが努力するのが議運の委員の会派に対する責任と役割だと思うので、私は、そういう点では努力をお願いしたい。

○中村委員長 無所属クラブ。

○東條委員 努力はしてきた。皆さんにこういう時間を使わせてしまっていることも申しわけないと思っているが、そもそも代表者会議ではない協議という形で、しかも私は代表ということがない中で、結果として、未明にそういう話を聞き、総意ということで、この委員会に臨んだ状況で、実は言うつもりはなかったが、そこまで努力をしてほしいと言われると、私自身は、この2日間、非常にいろいろな形で会派の中で話をしてきた。その結果が、こういうことで臨んでほしいということなので、私は、そこから先には出ることができない。個人でここにいるのであれば、そうだと見えるが、私は無所属クラブの議運の委員としてここに出ているわけで、無所属クラブからそう言われて、もちろん委員としての努力はあるが、私がこれ以上努力をしてどうというふうには——だから、もう1回持ち帰って、その話をさせてもらうということについて、皆さんが要らないのではないかと言った。私の今の状況で、会派にそのことを説明することによって、どうしようかという話はあるかもしれない。努力というのは、そういうことである。だけど、皆さんは、それはなくていいと言ったので、今の段階で、それ以上も以下のことも言えない。議運の委員として、ここの現場で判断を任されているわけではないので、済まないが、できない。

○中村委員長 新政クラブ。

○阿部委員 議運の委員として来ている現状はわかったので、新政クラブとしては、全会一致という話を尊重して、会派内の事情だと思うが、まだ説明が必要な部分があるということであれば、時間をとって説明というか、話をするのは構わない。どんな形でも、議運の委員から会派内の意見統一という形で説明する時間は、とってもらって結構だと思う。

○中村委員長 そういう意見も出た。

ただ、今までの協議の中で、委員会提出議案として提出していく、そして、議運の合意で決定した事項なので、記名投票という話もあったが、基本的には記名投票であるべき案件ではないという認識を持って持ち帰ってもらうが、休憩をとる形でいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

どのくらい時間をとるか。

○東條委員 15分あれば。

○中村委員長 では、休憩する。

午後4時44分 休憩

午後5時00分 開議

○中村委員長 再開する。

無所属クラブ。

○東條委員 済まないが、あと10分もらえるか。話が紛糾しており、皆さんには迷惑かけて済まないが、よろしくお願いします。

○中村委員長 いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、その10分で必ずということ。

○東條委員 はい。

○中村委員長 休憩する。

午後5時01分 休憩

午後5時10分 開議

○中村委員長 再開する。

無所属クラブ。

○東條委員 時間をとらせて済まなかった。

記名投票については取り下げる。ただし、まだ会派の中で、当日はどう

なるかわからない状況になっているので、鋭意、会派の中で協議をさせてもらうということで、とりあえず、私は委員会提出ということで。

○中村委員長 それでは、先ほどの事務局の説明のとおり、日程に追加して、委員会提出議案ということで最終日に上程させてもらう。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 先ほど確認してもらった日程１と２の意見書だが、議会運営委員全員に提案者になってもらい、提案説明は議会運営委員会委員長にお願いするということで確認してもらいたい。なお、後日、提出書に署名をもらいたい。

○中村委員長 この件に関しては、ここで最終の確認をしたいと思うが、いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほか、何か発言があったらお願いします。――

次回の議会運営委員会は、３月２５日、本会議終了後に開催する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後５時１２分 閉会